

令和4年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金・緊急採用）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

2 募集人員 20人程度

3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額	18,000円
	自宅外通学	月額	23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額	30,000円
	自宅外通学	月額	35,000円

※自宅外：申請者が生計を同一にする世帯と離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃を負担している場合

4 募集時期

随時募集します。

5 貸与期間

申請のあった月から、在学している高等学校等の正規の修業年限が終了する月までとします。

6 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（貸与を途中で取り止めた場合などは10年以内）に、半年賦又は月賦のいずれかの方法で返還しなければなりません。また、返還方法は口座振替による方法のみとなります。

(返還の例…36か月貸与を受け15年で返還する場合)

区 分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回 (毎年7、12月 返還)	3,600円	全180回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円		6,000円	
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- (2) 奨学資金の返還を怠ったときは、延滞金が加算されます。

- (3) 奨学資金は保護者ではなく、申請者本人に貸付けを行います。よって、申請者本人が学校を卒業等した後に返還を行うことになります。

返還された奨学資金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

7 申請資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)を満たす者とします。

- (1) 家計が急変した者で、次の事項のいずれかに該当する場合で、その事由が発生した時から1年以内であること。

ア 家計支持者が解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合

イ 家計支持者が死亡又は離別した場合

ウ 家計支持者が破産した場合

エ 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合

オ 火災、風水害、震災等の災害により申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合

(2) 令和4年5月以降に高等学校等へ入学（転入学を除く。）した者。

(3) 次の要件をすべて満たすこと。

ア 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学する者であること。

イ 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。

ウ 鳥取県以外の者から同種類の奨学資金であって、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与または給付を受けていないこと。

エ 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。

オ 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。

※イ、ウの同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

8 申請の手続（提出書類）

奨学生を希望する者は、次の書類を在学高等学校等に提出してください。県外の学校在学者については、県教委育英奨学室へご連絡ください。

(1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（緊急採用）

(2) 令和3年分の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く家族全員分）

（令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの）

※所得がない成人も所得証明が必要です。

※令和3年分の市町村長が発行する所得証明書が発行されるまでは源泉徴収票等で対応します。

育英奨学室（0857-29-7145）までお問い合わせください。

(3) 家計が急変したことを証明する書類（7（1）の家計が急変した者のみ）

(4) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする者は、そのことを証明する書類

（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）

(5) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）

(6) 振込口座等登録（変更）申請書

(7) 振込口座の通帳の写し

9 その他

(1) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（借受者と同居していない者）としてください。

(2) 県外の高等学校等に在学し、奨学資金の貸与を希望される方は、申請手続きについて育英奨学室へお問い合わせください。

(3) 家計が好転し、奨学金貸与の必要がなくなった場合は、本人からの辞退により貸与を終了することとします。

10 手続きの流れ

貸与申請書等の提出・・・在学している高等学校等へ貸与申請書等を提出してください。

審査結果の連絡・・・・・・審査結果を在学している高等学校等経由で申請者に連絡します。

貸与の開始・・・・・・審査結果通知後、貸与を開始します。

11 問い合わせ先

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

電話 0857-29-7145

ファクシミリ 0857-26-8176

別表第1

所得基準額表

区 分	令和3年分所得	備 考
世帯人員	1 人	世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに160千円を加算する。
	2 人	
	3 人	
	4 人	
	5 人	
	6 人	
	7 人	

備考

- 1 生計を一にする世帯のうち、就学者を除く全員の所得額合計から、別表第2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【参考：公的年金に係る所得金額計算表】

年金を受け取る人の年齢	公的年金の収入金額の合計額 (1,000万円以下)	所得金額(単位:円)
65歳未満	60万円以下	0
	60万円超130万円未満	収入金額合計 - 600,000
	130万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75 - 275,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85 - 685,000
	770万円以上1,000万円未満	収入金額合計×0.95 - 1,455,000
	1,000万円以上	収入金額合計 - 1,955,000
65歳以上	110万円以下	0
	110万円超330万円未満	収入金額合計 - 1,100,000
	330万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75 - 275,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85 - 685,000
	770万円以上1,000万円未満	収入金額合計×0.95 - 1,455,000
	1,000万円以上	収入金額合計 - 1,955,000

(注) 例えば65歳以上で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金に係る所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = 2,350,000 \text{ 円}$$

【参考：保証債務に関するQ&A】

Q1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q2. 返還している途中で連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A2. 連帯保証人(又は保証人)が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けがない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。(例：光熱水費等の同月の請求書)

Q4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、15年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります(Q1参照)ので、所得や返還の資力がある方としてください。

区分	特別の事情	特別控除額				提出書類	
A 世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯	490千円				なし	
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		80千円		なし	
		中学校		160千円			
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国公立	280千円	470千円		
			私立	410	600		
		高等専門学校	国公立	360	550		
			私立	600	800		
		大学	国公立	590	1,020		
			私立	1,010	1,440		
		専修学校	高等課程	国公立	170		270
				私立	370		460
			専門課程	国公立	220		620
				私立	720		1,120
(3)障がい者等のいる世帯	障がい者等1人につき 860千円				障害者手帳、療育手帳の写し等		
(4)長期療養者のいる世帯(長期とは、おおむね6か月以上とする)	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				令和3年分の医療費に係る領収書の写し		
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額。 ただし、710千円を限度とする。				主たる家計支持者が別居していることで生じる令和3年分の家賃及び光熱水費の領収書の写し		
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。				災害を受けたことが分かる書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になるとと思われる年額の積算表		
B 本と人する対対象除	申請者が高等学校等に在学している場合	国公立	自宅通学	280千円	なし		
		国公立	自宅外通学	470千円			
		私立	自宅通学	410千円			
		私立	自宅外通学	600千円			

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(3)障がい者等のいる世帯」による控除は、障害者手帳等の交付を受けている者、知的障がい者や身体障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者又は介護保険法上の要介護認定を受けている者に該当する場合に控除することができる。
- 4 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 5 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱水費に限る。
- 6 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 7 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

参 考

1 募集要項 7 申請資格 (3) の「鳥取県から同種類の奨学資金～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

高校生等奨学給付金

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) 看護職員修学資金 (鳥取県福祉保健部)

母子父子寡婦福祉資金 (鳥取県福祉保健部)

2 募集要項 7 資格申請 (3) の「鳥取県以外の者から～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金 (無利息)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

生活福祉資金教育支援費 (鳥取県社会福祉協議会)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(独) 日本学生支援機構第二種奨学金 (利息付)

(株) 日本政策金融公庫 ((旧) 国民生活金融公庫) (国の教育ローン)

各金融機関の教育ローン

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金 (無利息)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

生活福祉資金教育支援費 (鳥取県社会福祉協議会)

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

※上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは県教委事務局育英奨学室 (0857-29-7145) までお問い合わせください。

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書 (緊急採用)									
フリガナ					住		〒		
申請者氏名					所		電話番号 () -		
生年月日		年 月 日生							
在学中学・高校等名		立 学校 (課程 科) 第 学年							
申請区分 (1又は2どちらかに○)		1 家計急変による申請				2 5月以降に入学したことによる申請 (入学年月日) 令和 年 月 日			
生計を一にする家族及びその所得	就学者を除く家族	○	続柄	氏名	年齢	所得等の種類	収入金額(税込) ・売上高	所得(利益)金額(税込)	
		×							
	就学者	続柄	氏名	設置者別	学校種類別		学年	通学別 (小・中を除く。)	
		本人		※国・公・私立			学年	※ 自宅・自宅外	
				※国・公・私立			※小・中・高・高専・大・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外
				※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外		
				※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外		
				※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外		

注1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

	特 別 の 事 情	該 当 欄 (該当する欄に○ を付けること。)	必要な添付資料等
家 庭 事 情	(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
	(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
	(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
	(5) その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名

法定代理人 氏名

住所

申請者との続柄 ()



注1 申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（緊急採用）

フリガナ 申請者氏名	トットリ タロウ 鳥 取 太 郎		住 所	〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 ハイツ鳥取101号 電話番号(0857)29 - 7145				
生 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日生							
在学中学・ 高校等名	鳥取県立 〇〇高等 学校（全日制 課程 普通科） 第 1 学年							
申 請 区 分 （1又は2ど ちらかに○）	1 家計急変による申請		② 5月以降に入学したことによる申請 （入学年月日）令和 〇〇 年 10 月 1 日					
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	○ ×	続 柄	氏 名	年 齢	所得等の 種 類	収入金額（税込） ・売上高	所得（利益）金額 （税込）
		○ ×	父	鳥 取 春 男	40	給与	②4,500,000	③3,060,000
			母	鳥 取 夏 子	40	給与	②3,500,000	③2,270,000
			祖父	鳥 取 秋 男	66	農 業 年 金	②2,100,000 ④1,500,000	③300,000 ⑤300,000
			祖母	鳥 取 冬 子	61	無 職	0	0
	①○ …… 主たる家計支持者、 × …… 別居者（単身赴任者等） ②「令和3年分所得証明書」の「収入金額等」欄から転記 ③「令和3年分所得証明書」の「所得金額等」欄から転記 ④「令和3年分所得証明書」の「年金収入額等」欄から転記（年金受給者） ⑤「令和3年分所得証明書」の「年金所得額等」欄から転記（年金受給者） ※特別控除額表で算出する控除額は計算せず記入すること							
	就 学 者	続柄	氏 名	設置 者別	学校種類別	学年	通 学 別 （小・中を除く。）	
		本人	鳥 取 太 郎	※国(公) ・私立		1 学年	※ (自宅)・自宅外	
		姉	鳥 取 花 子	※国・公 (私立)	※小・中・(高)・高専・大 ・専修(高・専)・その他	3 学年	※ (自宅) 自宅外	
		弟	鳥 取 次 郎	※国(公) ・私立	※小・(中)・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他	2 学年	※ 自宅・自宅外	
			※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外		

注) ⑥「その他」は別表第2の特別控除表の校種にあてはまらないもの（各種学校等）に該当する場合に○をつけてください。

(裏)

[illegible]

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

鳥取県教育委員会 様

※自署してください。

申請者 氏名 鳥取 太郎

法定代理人 氏名 鳥 取 春 男 (印)

住所 鳥取市東町一丁目271番地
ハイツ鳥取101号

申請者との続柄 (父)

注1 申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

誓 約 書

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。

また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

申 請 者	住 所	〒	
	氏 名		
法定代理人	住 所	〒	認 印
	氏 名		
連帯保証人	続 柄	申請者の（ ）	実 印
	住 所	〒	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	
保 証 人	続 柄	申請者の（ ）	実 印
	住 所	〒	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	

- （注意）
- 1 氏名の欄は自署すること。
 - 2 法定代理人は、申請者が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
 - 3 連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

〈記入例〉

誓 約 書

令和〇〇年〇月〇〇日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。

また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

申 請 者	住 所	〒680-〇〇〇〇 鳥取市東町1丁目271 〇〇ハイツ201号	
	氏 名	鳥取 太郎 ← <u>必ず自署してください</u>	
法定代理人	住 所	〒680-〇〇〇〇 鳥取市東町1丁目271 〇〇ハイツ201号	認印
	氏 名	鳥取 春男	
連帯保証人	続 柄	申請者の（ 父 ）	実印
	住 所	〒680-〇〇〇〇 鳥取市東町1丁目271 〇〇ハイツ201号	
	氏 名	鳥取 春男	
	生年月日	昭和〇〇年1月3日生（40歳）	
	電話番号	（0857）29 - 7145 ※日中繋がる番号	
保 証 人	続 柄	申請者の（ 叔母 ）	実印
	住 所	〒680-〇〇〇〇 日野郡日野町根角140-1	
	氏 名	奨学 一子	
	生年月日	昭和〇〇年10月12日生（45歳）	
	電話番号	（0857）29 - 7145 ※日中繋がる番号	

本人及び連帯保証人
と同一生計以外の者

- （注意）
- 1 氏名の欄は自署すること。
 - 2 法定代理人は、申請者が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
 - 3 連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

令和 年 月 日申請

振込口座等 (登録・変更) 申請書

鳥取県知事様

下記のとおり登録申請しますので、鳥取県からの支払金は下記口座へ振込してください。

変更時記入	変更内容	変更・廃止適用年月日
	氏名、住所、電話番号、口座情報の変更・ 廃止	年 月 日から
	その他 []	

○記載内容・印影は、請求書等に記載・押印する情報と一致させてください。

申請者請求印

氏名	フリガナ	
	漢字氏名	

----- 変更申請の場合、以下は変更する部分のみ記入してください。 -----

住所	郵便番号	-	都道府県 市区町村	都道 市区 府県 町村
	丁目 大字			
	番地 地番			
	方書			
電話番号		FAX 番号		

振込口座	「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳等の写しを添付してください。 (金融機関に確認印を受けることで代えることもできます。↓)				
金融機関コード	店番	コード	預金種目	口座番号(7桁)	金融機関 確認印
	銀行 金庫 組合		本店・支店 出張所 代理店	1 普通	
口座名義人 (カナ 印字部分)					

問合せ先	担当所属	連絡先
	鳥取県教育委員会 育英奨学室	0857-29-7145

「振込口座等（登録・変更）申請書」記入上の注意

～振込口座等登録のお願い～

1 振込口座等登録とは

奨学資金を奨学生本人の金融機関口座に振り込むために必要な手続きです。
(普通預金口座を使用してください。)

2 記入上の注意

- (1) 金融機関の口座名義は、必ず奨学生本人のものを使用してください。本人以外（例えば家族等）の名義の口座には送金することができません。本人名義の口座がない場合は、早急に本人名義の口座を開設してください。
- (2) 記入にあたっては、裏面の記入例を参考にし、正確に記入してください。
また、印鑑の押し忘れがないか確認してから提出してください。なお、訂正した場合は、取り消し線を引き、同じ印鑑で訂正印を押印してから、正しい内容を記載してください。
修正液による修正は行わないでください。
- (3) 特別な事情がないかぎり、原則として貸与終了まで同じ口座に振り込みます。

3 提出書類

- (1) 振込口座等（登録・変更）申請書

- (2) 口座情報を確認できる書類（通帳の写し等）

「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ名」の3点を確認できる書類を添付してください。
ゆうちょ銀行の通帳の写しを添付する場合は、必ず振込用の店番、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ名が分かる部分を添付してください。

(通帳の写しの例)

(表紙表面) ○○銀行

店番 口座番号
054 9876543

鳥取 太郎

普通預金通帳

この部分が分かるようコピーしてください

(表紙裏面)

お名前 トトリ タロウ 様

お届印の貼付は廃止しました。

(ゆうちょ銀行の場合)

記号 番号
15220 1234578

おなまえ ユウチ タロウ 様

おところ (郵便番号 683-0054)
鳥取県米子市統町一丁目
160-18

株式会社ゆうちょ銀行

通帳とお届印とは、別々に添付してください。

お届印

この部分が分かるようコピーしてください

全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】五二八(読み ゴニハチ)
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123457

3 お問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会 育英奨学室
電話 0857-29-7145

申請書記入例

○記入にあたり

左詰めで記入してください。訂正する場合は、訂正箇所に申請者請求印を押印してください。

○フリガナ欄

カタカナのみ記入してください。「ゝ」（濁点）、「゜」（半濁点）は1マス使用してください。

（A・B・C等のアルファベット、1・2・3等の数字、「-」「・」「.」等の記号は使わないでください）

○漢字の記入欄

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット及び数字で記入してください。

申請区分

新規の場合は【登録】を○で囲みます。

申請日

申請日（提出日）を記入します。

記入例

振込口座等（登録・変更）申請書

令和 年 月 日申請

鳥取県知事様

下記のとおり登録申請しますので、鳥取県からの支払金は下記口座へ振込してください。

変更内容	変更・廃止適用年月日
氏名、住所、電話番号、口座情報の変更・廃止 その他 []	年 月 日から

○記載内容・印影は、請求書等に記載・押印する情報と一致させてください。

申請者請求印

フリガナ	ト	ツ	ト	リ	タ	ロ	ウ												
氏名	鳥	取	太	郎															
漢字氏名																			

フリガナ

名字と名前の間は1マス空白を入れてください。

氏名

名字と名前の間は1マス空白を入れてください。

申請者請求印

申請者（奨学生）の印を押印してください。（認印可）

変更申請の場合、以下は変更する部分のみ記入してください。

郵便番号	6 8 0 - 8 5 7 0	都道府県	鳥取	市区町村	鳥取
丁目	東町1丁目				
番地	271				
方番	ハイツ鳥取101号				
電話番号	0 8 5 7 - 2 9 - 7 1 4 5	FAX番号			

添付書類

口座情報（店番・口座番号・口座名義人のカナ名）を確認できる書類であれば、通帳の写しのほか、キャッシュカードの写し等でも構いません。

これらの書類を用意できない場合は、金融機関確認印欄に、取引先の金融機関から確認印の押印を受けてください。

振込口座	「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ表記」を確認できる通帳等の写しを添付してください。（金融機関に確認印を受けることで代えることもできます！）												
金融機関コード	0 1 6 0	店番	コード	9 9 9	預金種目	口座番号（7桁）				金融機関	確認印		
甲乙	銀行	本店・支店	1 普通	2 当座	3 別段	9 その他	1	2	3	4	5	6	7
丙丁	出所	代理店											
口座名義人（カナ印字部分）	ト	ツ	ト	リ	タ	ロ	ウ						

口座番号

7桁で記入してください。
例：「1234」の場合→「0001234」

口座名義人

生徒ご本人様の口座を記入してください
通帳にカナ印字されているとおりに記入してください。

<ゆうちょ銀行の口座を登録する場合>

通帳に印字されている、振込用の「店名（3桁）」「預金種目」「口座番号（7桁）」を記入してください。通帳の写しを添付する場合も、これらがわかる部分を添付してください。

（ゆうちょ銀行独自の「記号（5桁）」「番号（8桁）」では振込先の確認ができません。）

《お問い合わせ》

記入方法等でわからないことがあれば、育英奨学室までお問い合わせください。